

Delight JACCS CARD ポイントサービス規定

第1条（規定の目的）

本規定は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が発行する Delight JACCS CARD（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

本ポイントサービスの名称は、「Delight POINT」（以下「本ポイント」といいます。）といます。本ポイントとは会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて、当社が本ポイントを付与し、会員は当社所定のポイント引き換え条件を達成した場合に、インターコムクラブの「ポイント引き換え受付画面」（以下「ポイント引き換え画面」といいます。）掲載の商品に引き換えいただくことができる制度です。会員が本カード以外の利用でポイントを付与されている場合、またはラブリーポイント等その他ポイントが付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイント付与及び換算方法）

- 1.本ポイントは、毎月当社所定の日に締め切られた新規のカード利用代金に応じて付与されるものとします。
- 2.前項のカード利用代金には、Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet 等の電子マネーの各チャージ利用代、キャッシングサービス、カード年会費、その他当社所定のものとは含まないものとします。
- 3.本ポイントは下記第4項の支払方法によるカード利用を除き、各月の新規カード利用代金合計金額 2,000 円（ただし、2,000 円（税込）未満は切り捨て）ごとに 20 ポイントに換算し付与いたします。
- 4.リボルビング払いを利用した場合は、各月の新規カードショッピングリボルビング払い利用代金合計金額 2,000 円（ただし、2,000 円（税込）未満は切り捨て）ごとに 30 ポイントに換算し付与いたします。ただし、リボ変更サービスは、以下の場合には、上記第3項の本ポイントに換算し付与されます。

(1)リボ変更サービス利用前に既に本ポイントが付与されている場合。

(2)請求金額確定後にリボ変更サービスを利用した場合。

(3)当社がポイント付与を行う際に、会員が新規カードショッピングのリボ払い利用代金合計金額の全額又は一部の期限前弁済を行っていた場合。

第4条（本ポイントの有効期間）

- 1.本ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して 24 ヶ月後の末日とします。
- 2.有効期間内に第5条、第6条に定めるところによって還元がなされなかった場合、当該有効期間を経過した本ポイントは自動的に消滅するものとし、他の有効期間内の本ポイントに繰り入れたり、有効期間を延長することはできないものとします。

第5条（還元）

当社は、各有効期間内の獲得ポイント数に応じて、会員からインターコムクラブのポイント引き換え画面にて申請を受け、ポイント引き換え画面掲載の商品「J デポ（カードショッピング値引きシステム）」に引き換えることにより還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、有効期間の満了日が近い本ポイントから順次差し引くことにより行うものとします。

第6条（還元の条件）

前条の還元は、次の条件をすべて満たした場合に行われるものとします。

- (1)有効期間内の累計ポイントがポイント引き換え画面掲載の引き換え必要ポイント以上であること。

(2)当社が還元を行う時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

第7条（本ポイントの通知）

当社は、会員に対して付与するポイント数及び累計された有効なポイント数ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」（以下、これらを総称して「ご利用代金明細等」といいます。）により通知するものとします。

第8条（還元商品の返還）

還元商品受け渡し後、第6条に規定する還元条件を満たしていないことが判明した場合には、会員は当社の請求に基づきただちに還元商品を当社に返還しなければならないものとします。

第9条（「J デポ」の有効期間）

ご利用代金明細等に表示いたします。有効期間は3ヶ月です。

第10条（「J デポ」の利用について）

「J デポ」の有効期間内に利用されたいずれかのカード利用代金から「J デポ」金額分を差し引きして請求することをもって利用されたものとします。

第11条（公租公課）

本ポイントサービスにより還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第12条（権利の消滅等）

- 1.会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に付与されている本ポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規定における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。
- 2.会員が第8条に該当した場合には、当社は会員に通知することなく本ポイントの付与を中止し、既に付与されている本ポイントを失効させることができるものとします。
- 3.当社が本ポイントを付与した後に、本ポイント付与の対象となるカードショッピングについて返品、キャンセルその他当社が本ポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由が生じた場合、当社は付与した本ポイントを取り消すことができるものとします。
- 4.会員が、次のいずれかに該当したときは、当社は会員へ事前に通知することなく会員が保有する本ポイントの一部または全部を取り消すことができるものとします。

(1)違法または不正な手段により本ポイントの付与を受けている疑いがあると認められる場合。

(2)本規約またはその他当社が定める規約等のいずれかに違反した場合。

(3)本ポイント付与の対象となるカードショッピングが会員資格喪失事由に該当するなど、当社が会員に付与した本ポイントを取り消すことが適当と判断した場合。

5.当社は、取り消しまたは消滅した本ポイントについて、一切の補償及び責任を負わないものとします。

6.会員が本ポイントを利用した後に上記第3項もしくは第4項により本ポイントが取り消された場合は、会員は本ポイント取り消しによる不足額を直ちに現金または当社の指定する方法にて当社に支払うものとします。

7.会員は、本ポイントを還元商品に交換した後に、前項の本ポイントの取り消しがあった場合は、還元商品の申し込みは取り消されます。会員が既に還元商品を受領している場合には、直ちに当社に対して還元商品の返還または還元商品に相当する金額を支払うものとします。

第13条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第14条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、還元商品及び還元申請資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第 15 条（変更・中止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。

2.前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。

第 16 条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本国の法令等が適用されるものとします。